

番号	6
事務・事業の名称	水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 14 条第 1 項及び第 4 項に規定する水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第 1 項に規定する特定水源水道事業（同法第 3 条第 12 項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれるものに限る。）に係るもの
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が水道法の規定による特定水源水道事業の認可等の処分その他の行為に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日（当該公告の日が平成 21 年 4 月 1 日より前である場合には、平成 21 年 4 月 1 日）以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。（※）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道法第 6 条第 1 項の規定による水道事業の認可</li> <li>2 水道法第 7 条第 1 項（同法第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る申請の受理</li> <li>3 水道法第 7 条第 3 項（同法第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る申請の記載事項の変更の届出の受理</li> <li>4 水道法第 9 条第 1 項（同法第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る地方公共団体以外の者に対する期限又は条件の附与</li> <li>5 水道法第 10 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る変更の認可</li> <li>6 水道法第 10 条第 3 項の規定による 1 の認可に係る軽微な変更の届出の受理</li> <li>7 水道法第 11 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る水道事業の休止又は廃止の許可</li> <li>8 水道法第 11 条第 3 項の規定による 1 の認可に係る水道事業の譲渡による廃止の届出の受理</li> <li>9 水道法第 13 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る給水開始前の届出の受理</li> <li>10 水道法第 14 条第 5 項の規定による 1 の認可に係る料金の変更の届出の受理</li> <li>11 水道法第 14 条第 6 項及び第 7 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更の認可</li> </ol>

- 12 水道法第 24 条の 3 第 2 項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が失効した旨の届出の受理
- 13 水道法第 35 条第 1 項の規定による 1 の認可の取消し
- 14 水道法第 35 条第 2 項の規定による 1 の認可の取消しの処分の要求の受理
- 15 水道法第 35 条第 3 項の規定による 1 の認可の取消しに係る弁明の機会の付与
- 16 水道法第 36 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る施設の改善の指示
- 17 水道法第 36 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告
- 18 水道法第 37 条の規定による 1 の認可に係る給水停止命令
- 19 水道法第 38 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更の認可を申請すべき旨の命令
- 20 水道法第 38 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更
- 21 水道法第 39 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る報告の徴収及び立入検査
- 22 水道法第 41 条の規定による合理化の勧告
- 23 水道法第 42 条第 1 項の規定による地方公共団体による買収の認可（特定広域団体が当事者である場合を除く。）
- 24 水道法第 42 条第 3 項の規定による地方公共団体による買収に係る裁定（特定広域団体が当事者である場合を除く。）

(※) 22 以外の事務にあつては、給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える特定水源水道事業であつて給水人口が 5 万人を超えるものに関するもの、給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる特定水源水道事業であつて給水人口が 250 万人を超えるものに関するもの、22 の事務にあつては、

- 1) 給水人口の合計が 250 万人を超える 2 以上の水道事業者（特定水源水道事業を経営する者に限る。）間
- 2) 給水人口が 250 万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を経営する者に限る。）と水道用水供給事業者との間
- 3) 水道事業者と 1 日最大給水量が 125 万 $m^3$ を超える水道用水供

	<p>給事業者との間</p> <p>に関するもの（いずれも給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる特定水源水道事業に関するものに限る。）及び給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える特定水源水道事業（給水人口が5万人を超えるものに限る。）に関するものは、引き続き厚生労働大臣が当該事務を行う。</p>
関係省庁	厚生労働省

番号	7
事務・事業の名称	水道法施行令第14条第2項及び第4項に規定する水道法の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第2項に規定する水道用水供給事業（同法第3条第12項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれる同条第5項に規定する水道事業者に対してのみその用水を供給するものに限る。）に係るもの
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が水道法の規定による水道用水供給事業の認可等の処分その他の行為に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日（当該公告の日が平成21年4月1日より前である場合には、平成21年4月1日）以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。（※）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道法第26条の規定による水道用水供給事業の認可</li> <li>2 水道法第27条第1項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による1の認可に係る申請の受理</li> <li>3 水道法第27条第3項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による1の認可に係る申請の記載事項の変更の届出の受理</li> <li>4 水道法第29条第1項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による1の認可に係る地方公共団体以外の者に対する条件の付与</li> <li>5 水道法第30条第1項の規定による1の認可に係る変更の認可</li> <li>6 水道法第30条第3項の規定による1の認可に係る軽微な変更の届出の受理</li> <li>7 水道法第31条において準用する同法第11条第1項の規定による1の認可に係る水道用水供給事業の休止又は廃止の許可</li> <li>8 水道法第31条において準用する同法第11条第3項の規定による1の認可に係る水道用水供給事業の譲渡による廃止の届出の受理</li> <li>9 水道法第31条において準用する同法第13条第1項の規定による1の認可に係る給水開始前の届出の受理</li> <li>10 水道法第31条において準用する同法第24条の3第2項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が失効した旨の届出の受理</li> <li>11 水道法第35条第1項の規定による1の認可の取消し</li> </ol>

	<p>12 水道法第 35 条第 2 項の規定による 1 の認可の取消しの処分の要求の受理</p> <p>13 水道法第 35 条第 3 項の規定による 1 の認可の取消しに係る弁明の機会の付与</p> <p>14 水道法第 36 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る施設の改善の指示</p> <p>15 水道法第 36 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告</p> <p>16 水道法第 37 条の規定による 1 の認可に係る給水停止命令</p> <p>17 水道法第 39 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る報告の徴収及び立入検査</p> <p>18 水道法第 41 条の規定による合理化の勧告</p> <p>(※) 18 以外の事務にあつては、給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える水道事業者にその用水を供給する水道用水供給事業にあつては 1 日最大給水量が 2 万 5 千 m<sup>3</sup> を超えるものに関するもの、給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる水道事業者にその用水を供給する水道用水供給事業にあつては 1 日最大給水量が 125 万 m<sup>3</sup> を超えるものに関するもの、18 の事務にあつては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 1 日最大給水量の合計が 125 万 m<sup>3</sup> を超える 2 以上の水道用水供給事業者間</li> <li>2) 給水人口が 250 万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を経営する者に限る。）と水道用水供給事業者との間</li> <li>3) 水道事業者と 1 日最大給水量が 125 万 m<sup>3</sup> を超える水道用水供給事業者との間</li> </ol> <p>に関するもの（いずれも給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる水道事業者にその用水を供給する水道用水供給事業に関するものに限る。）及び給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える水道事業者にその用水を供給する水道用水供給事業（1 日最大給水量が 2 万 5 千 m<sup>3</sup> を超えるものに限る。）に関するものは、引き続き厚生労働大臣が当該事務を行う。</p>
関係省庁	厚生労働省